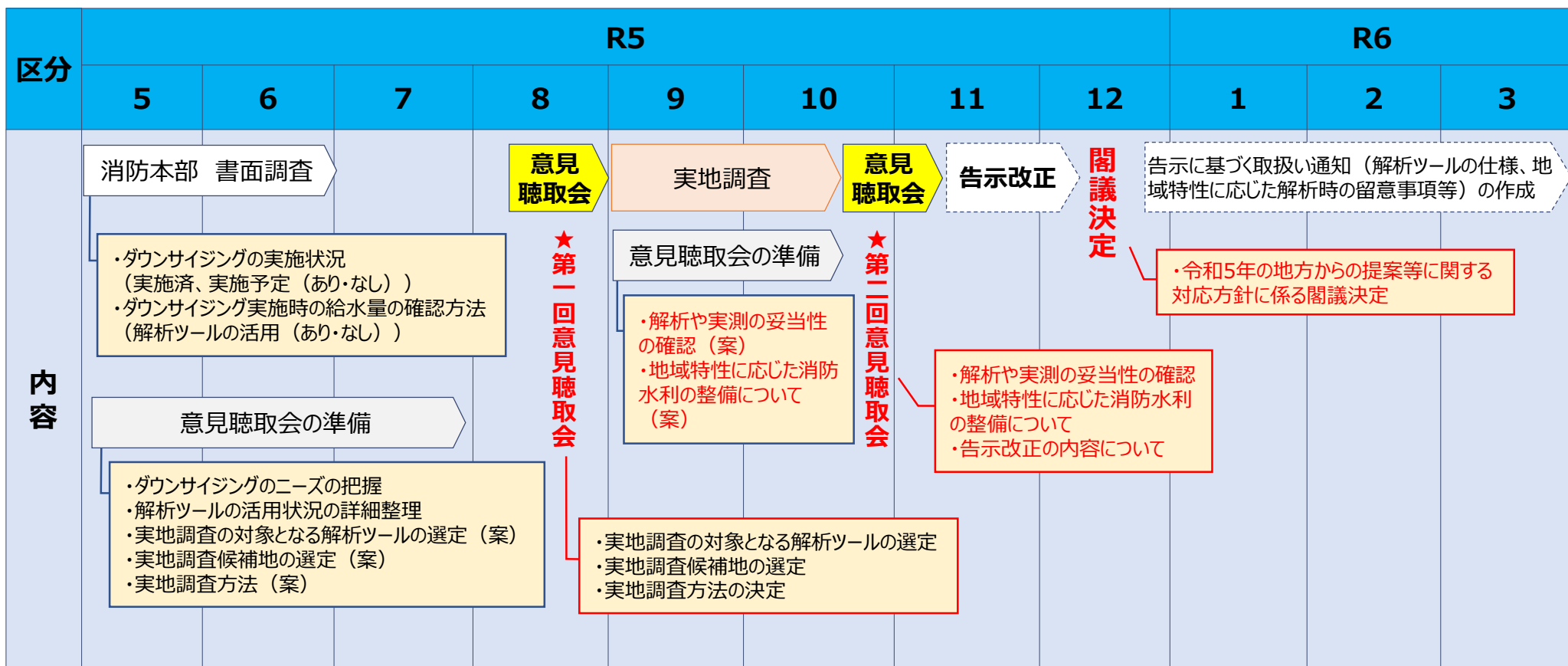


消防水利の基準の緩和について

「消防水利の基準の緩和に向けた意見聴取会」のスケジュールについて

スケジュール（案）



消防水利の基準の緩和について

内容

消防本部の実態調査及び実地調査の結果を踏まえて、告示改正の方向性として、以下のとおりとはどうか。

消火栓の給水能力を確保するため、消防水利の基準第3条において、消火栓の給水能力を定める1項及び水道配管の管径基準を定める2項は残し、新たに減径に係る項を追加。

<追加する項の内容>

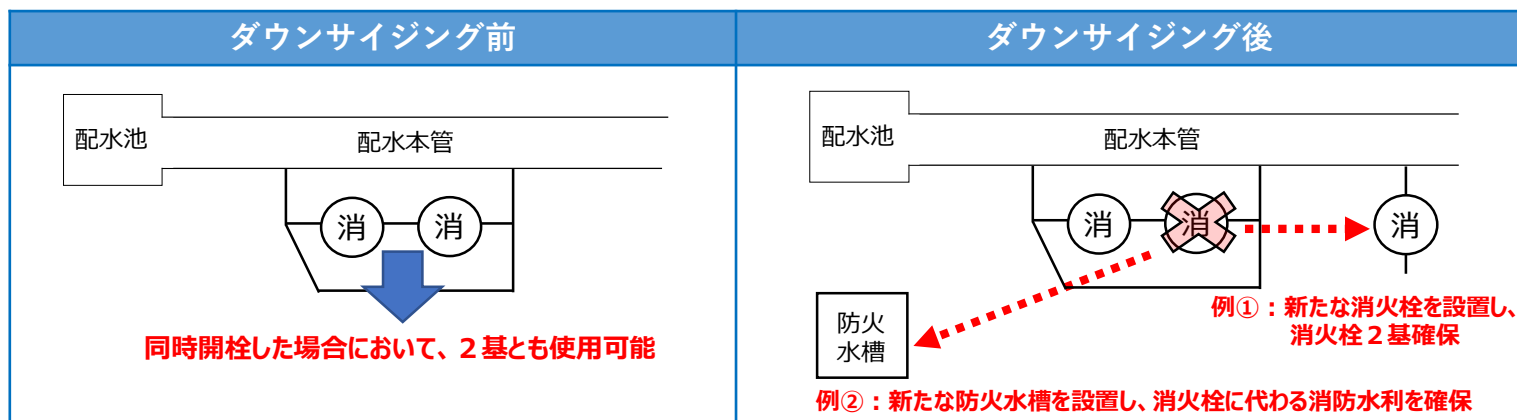
消火栓を設置する水道配管については、消火栓の給水能力の有無を判別するために、消火栓の敷設前後において解析や実測を行い、「消防水利の基準第3条第1項」を満たしていることが確認できれば、管径75ミリメートル以上とすることができる。ただし、地域の実情に応じて、消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない*。

※「地域の実情に応じて、消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない」

ダウンサイジングすることにより、これまで使用できていた消火栓が活用できなくなり、消火活動に必要な水量が確保できないなどといった弊害が生じぬよう、各消防本部における消防戦術や警防計画等に基づき、地域の実情に応じた消防水利の整備を行うことを、留意事項として通知することを想定。

<イメージ図>

例えば、警防計画等で消火栓2基を同時使用することが定められている消防本部において、ダウンサイジングすることにより、それまで2基使用できていたものが1基しか使用できなくなると、消火活動に支障が生じる。そういった場合においては、まずはダウンサイジングするかどうかについて水道事業者と十分協議し、ダウンサイジングする場合には、使用できなくなった1基に代わる水利を確保するため、別の場所に新たに消火栓を設けることや、防火水槽等を設置し、ダウンサイジング前後において消防力に変化がないよう留意しなければならない。



<消防水利の基準第3条>

第1項

消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

第2項

消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。